

新型コロナウイルス感染症に関する欠席の取り扱いについて

①生徒本人が罹患した場合

⇒治癒するまで出席停止となります。

※感染が判明した日（ただし、判明前から欠席していたら最終登校日の翌日）から医師が登校を許可した日とし、保健所等の公的機関からの指導に従い対応していきます。

②生徒本人または同居家族が濃厚接触者となった場合

⇒濃厚接触者と特定された日から、保健所等の公的機関から指示された日まで出席停止となります。

③新型コロナウイルス感染症に疑われる症状がある場合

※発熱等の風邪の症状(のどの痛み・咳・鼻水など)、全身倦怠感、息苦しさ(呼吸困難)、嗅覚や味覚の異常等の感染症が疑われるような症状がある場合

⇒欠席して自宅休養とします。出席停止の扱いとします。

登校再開の条件は下記の通りとします。

1) 上記症状が消失した日を0日目として2日間経過している。

・解熱とは薬を服用しない状態で平熱となることを指します。

・病院を受診し、医師より登校を許可された場合は、所定の自宅休養期間を満たさなくても登校可能とします。

2) 症状が4日以上続く場合、症状が強い場合、基礎疾患がある場合は、帰国者・接触者支援センターや医療機関に相談してください。

→PCR 検査を受けずに経過観察となった場合は、1)へ。

→PCR 検査を受け陰性となった場合は、保健所等の公的機関の指示する日まで。

④同居家族に新型コロナウイルス感染症に疑われる症状がある場合

※発熱等の風邪の症状(のどの痛み・咳・鼻水など)、全身倦怠感、息苦しさ(呼吸困難)、嗅覚や味覚の異常等の感染症が疑われるような症状がある場合

⇒ご家族の症状が消失するまで欠席して自宅待機とします。出席停止の扱いとします。

ご家族がPCR 検査を受け陰性となった場合は、翌日から登校可能とします。

⑤基礎疾患（呼吸器疾患・心疾患・糖尿病など）があり登校に不安がある場合

⇒期間は主治医に指示された期間とし、出席停止の扱いとします。

上記に該当する場合、再登校の際に「新型コロナウイルス感染症に関する欠席届」を記入し、「健康観察票」とともに提出してください。